第６回テンサイシストセンチュウ対策検討会議の概要
（令和２年１月 24 日開催）

１　令和元年度の防除結果

平成 30 年度に実施した防除の結果、テンサイシストセンチュウ（Hs）の発生密度が検出限界以下とならなかった９ほ場について、土壌消毒を実施した結果、全てのほ場で検出限界以下となったことを確認。

２　令和元年度の調査結果

（１）検出限界以下となったほ場の調査

平成 30 年度に実施した防除の結果、検出限界以下となったほ場のうち、今年度寄主植物を作付けした延べ 205 ほ場について土壌検診を実施した結果、29 ほ場で本線虫を再検出。

（２）新たな Hs の確認について

本年、防除区域（原村中新田地区）及び防除区域外のキャベツほ場等において、生育不良の情報があり、土壌検診した結果、原村の３ほ場（うち１ほ場は防除区域内）、富士見町の３ほ場及び茅野市の２ほ場、合計８ほ場で新たに本線虫を確認。

３　令和２年度以降の対策

（１）防除体系の確立

一度、検出限界以下となったほ場についても、寄主植物の植栽を再開すると現行の防除体系では Hs が再検出される可能性が高い。このため、緊急防除終了後においても検出限界以下を維持するためには、農業者が営農の一環として実施可能な新たな防除体系の具体化が必要であり、イノベーション創出強化研究推進事業や現場での技術実証等により、令和３年度末までに、農薬、対抗植物及び輪作（非寄主植物）を組み合わせた防除体系を確立する。

なお、この防除体系に必須の農薬（D-D 剤、ホスチアゼート）については、ブロッコリー・カリフラワーで優先審査の対象として審査中である。

（２）防除期間の延長

緊急防除の期間について、

①　農業者が営農の一環として実施可能な新たな防除体系の具体化には、２年を要すると見込まれること

② 新たにHsの発生が確認されたほ場には、線虫密度が高いところがあり、検出限界以下まで防除するためには、２年を要すると見込まれることから、２年間延長（令和４年３月末まで）する。

（３）防除区域内における対策

防除区域内においては、次の措置を講ずる。

① 本年度Hsが検出されたほ場

ア D-D剤による緊急防除

イ 寄主植物の作付け禁止

ウ 植物防疫官による寄主植物以外の地下部（花き類の苗等）の移動検査

② 検出限界以下となったほ場

ア テンサイシストセンチュウフォローアップ報告会（11月26日）で示した防除対策に基づく防除の導入と効果の検証

イ 植物防疫官による寄主植物の地下部及び寄主植物以外の地下部（花き類の苗等）の移動検査

なお、再度Hsの検出が確認されないよう、長野県及び関係市町村は、上記防除の導入と効果検証への協力について、農業者に対する指導を行う。

③ 未発生ほ場

ア 植物防疫官による寄主植物の地下部及び寄主植物以外の地下部（花き類の苗等）の移動検査

（４）防除区域外の発生ほ場（７ほ場）における対策

① 原村及び茅野市（４ほ場）

ア 昨年の防除により検出限界以下が確認された３ほ場

（３）の②と同様の対策を実施する。

イ Hsが検出された１ほ場

（３）の①と同様の対策を実施する。

ウ 原村及び茅野市のその他のほ場

原村及び茅野市でHsが確認された４ほ場は、防除区域内に発生ほ場を所有する生産者のほ場であり、農業機械の共用がHs発生の原因と強く推定される。このため、４ほ場以外のほ場についてはHsが侵入している可能性は低い。また、この地域でHsが検出されたほ場は４つにとどまり、土壌の分散によるHsの侵入リスクも小さい。

このため、４ほ場以外のほ場については特段の措置は求めず、寄主植物等の地下部の移動検査も行わない。

② 富士見町（３ほ場）

ア 昨年の防除により検出限界以下が確認された１ほ場

（３）の②と同様の対策を実施する。

イ Hs が検出された２ほ場

（３）の①と同様の対策を実施する。

ウ 富士見町のその他のほ場

富士見町においては、生産者が共通する３ほ場で Hs が検出されたことから、３ほ場と同じ大字のすべてのほ場を検査し、Hs が検出限界以下であることを確認している。また、この地域で Hs が検出されたほ場は３つにとどまり、土壌の分散による Hs の侵入リスクも小さい。

このため、３ほ場以外のほ場については特段の措置は求めず、寄主植物等の地下部の移動検査も行わない。

４ 緊急防除終了後の規制の考え方

（１）すべてのほ場で検出限界以下が確認され、かつ、農業者自らが、日常の営農管理の中で検出限界以下を維持できるような防除体系が確立することをもって緊急防除を終了する。

（２）緊急防除の一環として、防除区域において適用している寄主植物の地下部等の移動検査については、農機具（トラクター、小農具等）、トラック、収穫用コンテナ、靴底等の洗浄といった基本的なまん延防止対策を徹底することを前提として、線虫の発生密度が検出限界以下になれば、土が移動することによる他の地域へのまん延リスクは極めて小さくなるという専門家の意見を踏まえ、フォローアップ期間の終了とともに廃止する。

（３）緊急防除の終了後、Hs の発生密度を検出限界以下に維持していくため、長野県は、関係市町村及び農業者団体と連携して、新たな防除体系及び基本的なまん延防止措置が継続的に実施されるよう、現場の状況を把握し、必要な指導を行う。

なお、新たな防除体系による防除が行われなかったほ場において、再度 Hs の検出が確認された場合には、長野県から農業者に対し、自ら防除を行うよう指導する。

以上